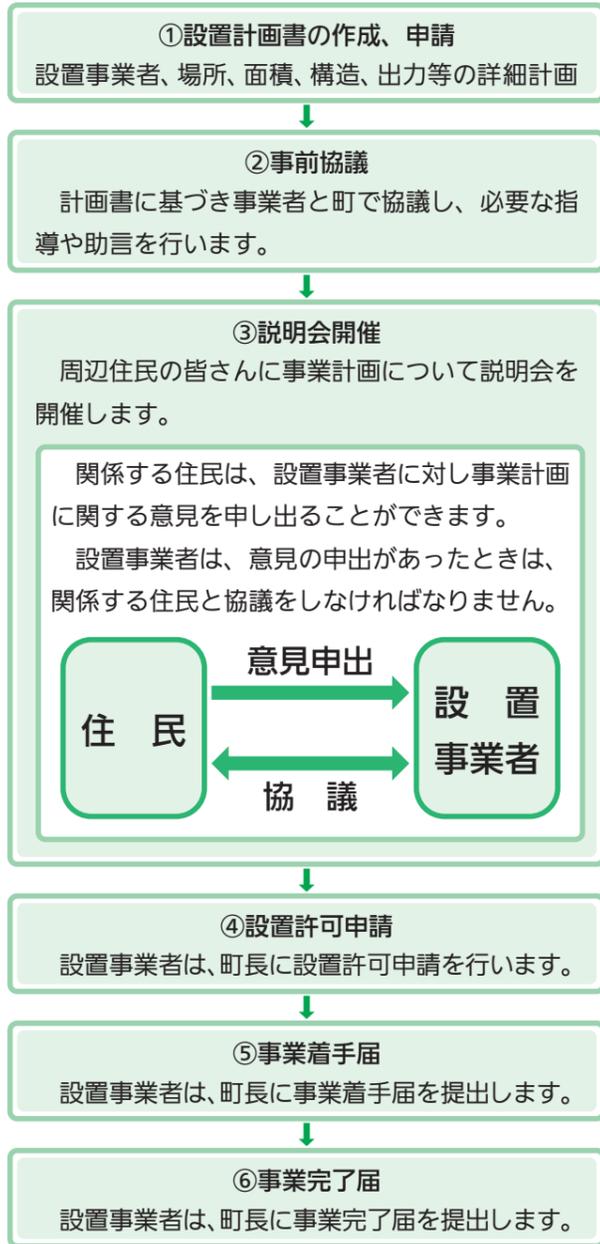


### その3 設置許可の基準と手続き

条例では、太陽光発電設備を設置する場合の審査基準を定めています。速やかに設置ができる状態にするため、設置計画から町と協議することになります。

#### 手続きのフロー



### その4 罰則、申請手数料等

この条例に違反した場合の罰則はありません。ただし、条例に基づき必要な限度において、設置事業に関する報告を求めることや設置事業者の事務所または事業区域に立ち入り調査をすることができます。また、事業計画に従って事業を施行していない場合は、必要な措置をするよう勧告や命令をすることができます。

同時に設置事業者の氏名や住所を公表することもできます。

設置計画書や設置許可申請に係る手数料はありません。

## 4 太陽光発電設備を設置するための各種手続き

### その1 山林に設置する場合

太陽光発電設備を設置する目的で地域森林計画の対象となっている民有林を伐採する場合、伐採する山林の面積が5,000㎡を超えるときは県知事の林地開発許可が必要です。5,000㎡未満のときは町に伐採届を提出する必要があります。

なお、太陽光発電設備を設置する場合に限らず、山林を伐採する場合には町や県に届出が必要ですのでお問い合わせください。



### その2 農地に設置する場合

太陽光発電設備を農地に設置する場合は、農地転用の許可が必要になります。また、農地を耕作しながら太陽光発電をする「営農型太陽光発電設備」は、一時転用の許可が必要です。

いずれの場合も設置計画の事前協議と同時期に手続きを進めてください。

## 5 まとめ

2050年に温室効果ガス排出量ゼロを目指す「カーボンニュートラル」の取り組みが世界中ではじまり、日本でも加速化しています。取組の1つ「自然エネルギー」の活用があり、栃木県内の各所で太陽光発電設備が設置されています。前記のとおり、町内においても設置面積が拡大傾向にあり、地域との調和を図り安全な設置と運用を求めるため、条例を制定したところです。設置する場合は、ルールを守り計画的な取り組みをお願いします。



## くらしナビ —防犯—

# 子どもたちを地域で見守りましょう

子どもの防犯のためには、地域での見守りが重要です。見守りなどの防犯活動は、安全安心なまちづくりに大きな力を発揮します。皆様のご協力をお願いします。

圏総務課地域安全対策係 ☎028(677)6041

### 見守り腕章・見守りのぼり旗

腕章、のぼり旗を作成しました。自治会やシニアクラブ、子ども会育成会などと協力し、日々の活動や生活の中で活用してもらうことで、見守りを強化しています。



### 自治会などでの見守り活動

各自治会などにおいて、独自に取り組みを行っています。



◀東水沼自治会  
「安全安心の町づくり」ジャンパー自治会の防災部・防犯部で作成し、イベントなどに活用しています。防犯意識や見守りをアピールできる目を引くデザインです。

### 子ども110番の家、こども110番の店



子どもたちが、通学路などでトラブルに巻き込まれそうになったり、身の危険を感じたりした場合に助けを求める避難場所となります。

通学路の「子ども110番の家」「こども110番の店」を、ご家族や地域の皆様でご確認ください。

### スクールガード・リーダー



町内小中学校区で、3人のスクールガード・リーダーが子どもたちの通学の見守りや防犯活動を行っています。

### 防災行政無線



防災行政無線を使い、おおよその下校の時間に合わせて毎日15:00に、子どもたちの見守りを促す放送をしています。

子どもたちの安全な下校のため、見守りにご協力をお願いします。

### 青色防犯パトロール



小中学生の下校時の安全確保や地域の犯罪防止のため、小中学校PTAが主体となり青色回転灯装備車によるパトロールを行っています。